

(公印省略)

障 福 第 3 1 5 3 号
平成 2 9 年 2 月 2 2 日

各 障がい福祉サービス事業所管理者
各 障がい者支援施設長 様

大分県福祉保健部障害福祉課長

障害福祉サービス事業所等の加算及び変更届に係る注意喚起について

本県の障がい福祉施策の推進につきましては、平素からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護給付費等の加算には、前年度の実績等により算定の可否が決定するものがあります。そこで、下記加算を現在算定している事業所においては、平成 2 9 年度以降も算定が可能であるかのご確認をお願い致します。

確認の結果、新年度から加算が算定できない場合は平成 2 9 年 4 月 1 0 日 (月) までに大分県障害福祉課 (大分市所在の事業所、施設は大分市障害福祉課) あて変更届の提出をお願いいたします。継続して加算を算定できる場合、届出の必要はありません。

下記加算を新年度から新たに算定する場合については平成 2 9 年 4 月 1 7 日 (月) までに大分県障害福祉課 (大分市所在の事業所、施設は大分市障害福祉課) あて変更届の提出をお願い致します。

ただし、下記以外の加算を新年度から算定する事業所については平成 2 9 年 3 月 1 5 日 (水) までに変更届を提出頂くこととなりますのでご注意願います。

なお、就労移行支援体制加算及び目標工賃達成加算の確認につきましても別途通知しますのでご確認ください。

記

- 訪問系サービス
 - ・特定事業所加算 (居宅介護等)
- 住居系サービス
 - ・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (施設入所支援、共同生活援助)
 - ・重度障害者支援加算 (施設入所支援)
 - ・夜勤職員配置体制加算 (施設入所支援)
 - ・夜間看護体制加算 (施設入所支援)
 - ・通勤者生活支援加算 (共同生活援助)
- 日中活動系サービス
 - ・人員配置体制加算 (療養介護、生活介護)
 - ・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)
 - ・地域移行支援体制強化加算 (宿泊型自立訓練)
 - ・通勤者生活支援加算 (宿泊型自立訓練)
 - ・就労定着支援体制加算 (就労移行支援)
 - ・移行準備支援体制加算 (就労移行支援)
 - ・就労移行支援体制加算 (就労継続支援)
 - ・重度者支援体制加算 (就労継続支援)

担当 自立支援班 中川
TEL: 097-506-2743
FAX: 097-506-1740
E-Mail: nakagawa-tatsuya@pref.oita.lg.jp